

四万十川条例施行規則に伴う意見公募結果について（報告）

（改正の背景）

平成 24 年 7 月の固定価格買取制度（FIT）の開始以降、全国的に太陽光発電施設の設置が増加しています。四万十川流域においても、太陽光発電施設の申請が増加しており、四万十川の風景にそぐわない状況となっている。

（改正の目的）

今回の改正は、太陽光発電施設を工作物として明記し、設置に際しては景観の保全に配慮していただけるよう、また、濁水対策を講じるべき規制行為をする際は行為完了後の濁水対策を講じていただくよう許可基準を一部改正する。

1 意見公募（パブリックコメント）結果

提出意見数：0 件

意見公募期間：平成 29 年 12 月 11 日（月）から平成 30 年 1 月 26 日（金）

閲覧期間：高知県ホームページ、県庁県民室、県内福祉保険事務所（須崎除く）、須崎農業振興センター、環境共生課、四万十川流域 5 市町役場

結果の公示日：平成 30 年 2 月 27 日（火）

2 施行規則の改正の概要

○規則公布日：平成 30 年 2 月 27 日規則第 7 号（高知県公報第 10016 号）

○規則施行日：平成 30 年 4 月 1 日（平成 30 年 4 月 1 日以降の申請に対して適用）

（1）太陽光発電施設の明記について

許可が必要な工作物に太陽光発電施設を追加

（2）許可基準の改正について

ア 景観を保全するための許可基準に太陽光発電施設の遮蔽を追加

イ 行為の「施工中」だけでなく「完了後」を踏まえた濁水対策を講じるよう許可基準の濁水対策を改正

ウ 他法令等の改正に伴う条文の整理、上記改正に伴う申請書様式等の改正

「屋外において物品を集積または貯蔵」する行為の許可基準を明瞭化

「建ぺい率」を「建蔽率」に整理